

掛川市条例第4号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月8日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(消防法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満</p>	<p>(消防法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満</p>

<p>の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000円</u> (カ)～(ク) (略) (4)～(17) (略) (建築基準法による手数料) 第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) (略) (14) (略)</p>	<p>の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u> (カ)～(ク) (略) (4)～(17) (略) (建築基準法による手数料) 第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(12) (略) <u>(13) 第87条の2第1項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査1件につき27,000円</u> <u>(14) 第87条の2第2項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査1件につき27,000円</u> <u>(15) 第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査1件につき120,000円</u> (16) (略) (17) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条の2の改正 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行日
- (2) 第12条の改正 令和元年10月1日